

ビルクリーニング分野特定技能外国人が従事できる業務について

令和 5 年 9 月 ● 日

ビルクリーニング分野特定技能協議会

1 建築物衛生法との関係

- ビルクリーニング分野における特定技能は、出入国管理及び難民認定法をその根拠にもっているが、その業務内容は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号、以下「建築物衛生法」という。）に立脚しており、建築物内部の「清掃」とは、人の健康を守る「衛生性」、人に快適さを与える「美観」、建築物の機能を長持ちさせる「保全性」、建築物各室の安全を確保する「安全性」の維持を目的として、建築物内の汚れやほこり等の異物を取り除くとともに、廃棄物を収集し、廃棄物保管場所まで運搬する維持管理業務を言います（平成 20 年 1 月 25 日付け健衛発第 0125001 号「建築物における維持管理マニュアルについて」第 5 章より抜粋。）。
- ただし、住宅（アパート等の共同住宅も含まれる。以下同じ。）は個人の責任の下で維持管理すべきものとしているため、建築物衛生法第 2 条に基づき同法施行令第 1 条で規定する特定建築物の対象から住宅は除外されております。

※ 住宅内部の清掃はハウスクリーニングになり、この点からもビルクリーニングとは異なります。

- また、ビルクリーニング分野における在留資格「特定技能」として受け入れる外国人（以下「特定技能外国人」という。）は、建築物衛生法第 12 条の 2 に基づく事業登録（以下「事業登録」という。）のうち、同条第 1 号に規定する「建築物における清掃を行う事業（以下「建築物清掃業」という。）または同条 8 号に規定する「建築物における清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査であつて、建築物における衛生的環境の総合的管理に必要な厚生労働省令で定める程度のものを行う事業（以下「建築物環境衛生総合管理業」という。）の人的要件として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号、以下「施行規則」という。）第 25 条第 3 号及び同施行規則第 30 条第 4 号に規定する「清掃作業に従事する者」です※。

※ ただし、特定技能 2 号であって一定の要件を満たすことができれば清掃作業監督者でも差し支えありません。

- 事業登録には下表のとおり 8 種類ありますが、それぞれ別の事業として整理されていることから、ビルクリーニング分野における特定技能では、建築物内部の清掃に該当する建築物清掃業、または建築物内部の清掃を事業内容に含んでいる建築物環境衛生総合管理業（ただし建築物清掃業に該当する業務に限る。）を受入れの対象としているものです。

なお、事業登録は営業所ごとに登録を受けることとしておりますので、ビルクリーニング分野の上乗せ要件の一つに「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」

(案)

の登録を受けた営業所において、特定技能外国人を受け入れられていること。」を設けています。

業種		事業内容
1号	建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
2号	建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境(温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流)の測定を行う事業
3号	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
4号	建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽(受水槽、高置水槽等)の清掃を行う事業
6号	建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
7号	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
8号	建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

2 従事できる業務の基本的な考え方について

- ビルクリーニング分野における特定技能外国人は、運用要領別冊において、「本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務」(主たる業務)に従事することが求められているとしておりますが、この主たる業務とは、ビルクリーニング分野特定技能1号技能評価試験(特定技能1号の場合)、若しくは同2号評価試験評価試験または技能検定1級(特定技能2号の場合)の実施要領に掲げる技能評価の対象となる業務をいいます。
- また、1のとおり建築物衛生法では住宅を法的義務の対象である特定建築物から除外していることから、この考え方を踏まえてビルクリーニング分野における特定技能外国人の業務の対象も住宅を除外しています。

(案)

- 「建築物」とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第2条第1号で定義づけられる建築物を指します。

（参考）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

二～三十五（略）

3 特定技能1号及び特定技能2号の主たる業務、関連業務について

（1）特定技能1号

ア 主たる業務

- 特定技能1号における主たる業務は、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和5年6月9日一部改正）」の5の（1）のア及び「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領（令和5年6月9日一部改正）」の第3の1の（1）のとおりです。
- 具体的には、ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施要領（令和元年8月制定、最終改正令和3年8月厚生労働省医薬・生活衛生局、「実施要領」という。）の出題範囲の対象となる業務となります。なお、客室清掃作業も対象に含まれます。また、機器や設備の内部の清掃作業は実施要領の枠から外れるため、対象となりません。

※ 客室清掃業務とは、床、浴室、トイレ、洗面台等の清掃からアメニティ補充やベッドメイク作業など、衛生かつ美観が整えられた客室を商品として納品するために必要な一連の業務

イ 関連業務

- 運用要領別冊において、「これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えない。」としており、これらの業務に従事する日本人とは、建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業における「清掃作業に従事する者」を指します。清掃作業を適正に行っていくためには、複数の作業員の指導、現場の管理、計画作成や進行管理等も必要となりますので、これらの業務も当然関連業務に該当するものであり、特定技能2号に移行するために必要となる実務経験として見なされます（実務経験の内容等は別途示します）。

(案)

- また、建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の登録基準で求めている、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)第25条第4号及び第30条第8号に基づく「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日付け厚生労働省告示第117号)」の第一に掲げる要件に係る業務、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年11月28日法務省・厚生労働省令第3号)第13条に基づく技能実習責任者の業務、同施行規則12条第1項第2号に基づく技能実習指導員の業務や、同施行規則第12条第1項第3号に基づく生活指導員の業務も関連業務として含められます(それぞれ主たる業務に該当するものを除く。)
- なお、以下の業務についても関連業務として従事することは差し支えありません。
 - ・ 建築物と構造上一体と見なせる部分(犬走・アプローチ等の外周部など)の清掃作業
 - ・ 資機材倉庫の整備作業
 - ・ 建物外部洗浄作業(外壁、屋上等。ただし高所作業を伴う窓ガラス・外壁清掃作業は除く。)
 - ・ ベッドメイク作業
 - ※ なお、ホテル等の客室清掃についてはアのとおり。
 - ・ 建築物内外の植栽管理作業(灌水作業等)
 - ・ 資機材の運搬作業(他の現場に移動する場合等)
- 他方、一つの営業所では、複数の現場で清掃作業を行うことが想定されるところ、一つの現場で主たる業務及び関連業務をすべて行っている必要はなく、例えば、Aの現場では主たる業務と関連業務を行っている特定技能外国人が、B現場では日本人労働者の応援として関連業務のみを行うことは差し支えありません。ただし、当該外国人の労働時間をすべて関連業務として行うことは認められません。

(2) 特定技能2号

ア 主たる業務

- 特定技能1号における主たる業務は、「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(令和5年6月9日一部改正)」の5の(1)のイ及び「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(令和5年6月9日一部改正)」の第3の1の(2)のとおりです。
- 具体的には、建築物内部の清掃のほか、作業計画、作業管理等が該当しますが、特定技能2号に移行するために必要となる実務経験とも関連するため別途示すこととしております。
- その他の考え方は(1)のアと同じです。

イ 関連業務

(案)

- 建築物衛生法施行規則第 25 条第 4 号の要件を満たし、登録を受ける際の人的要件としている場合は、2号特定技能外国人が建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の人的要件である清掃作業監督者の業務を行うことは差し支えありません。
- また、特定技能2号は現場責任者を想定しておりますので、特定技能1号の「想定される関連業務」に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務も該当しますが、主たる業務とともに実施している場合に限りです。
- その他の考え方は(1)のイと同じです。

(3) 対象とならない業務

- 「1」のとおり、ビルクリーニング分野における特定技能では、建築物内部の清掃に該当する建築物清掃業、または建築物内部の清掃を事業内容に含んでいる建築物環境衛生総合管理業（ただし建築物清掃業に該当する業務に限る。）を受入れの対象としており、それ以外は別の事業として整理されていることから、それぞれの事業登録に必要な人的要件として規定している者が有すべき知識、技術を活用して、同登録の物的要件として規定している機械器具及び設備を使う業務は対象にはなりません。

4 その他特記事項

- 知事登録の営業所が行う業務の範囲に地理的な制限はありませんが、特定技能外国人が所属する場所は知事登録の営業所に含まれる形になります。従って、特定技能外国人が就労する場所が知事登録を受けた営業所から距離が離れている場合であっても、知事登録の人的要件である清掃作業監督者が適正に監督する必要があります。
- また、特定技能外国人は施行規則第 25 条第 3 号及び同施行規則第 30 条第 4 号に規定する「清掃作業に従事する者」ですので、同規則に基づく研修（清掃作業従事者研修）を修了することが必要です。当該研修は、「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について（平成 14 年 3 月 26 日付け健衛発第 0326001 号）」の第 3 の 2 の（1）の力に基づき、原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要です。